

年金 20歳になったら国民年金に加入しましょう

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどに年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入手続きが必要なのは

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方(学生、自営業者など。フリーターや無職の方も含まれます)は、お住まいの

市区町村役場で直接、手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

保険料は月額1万5020円

国民年金の第一号被保険者の平成23年度の保険料額は、月額1万5020円です。学生やフリーターで、収入が少ないうえに国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなったりする恐れがあります。また、「万が一」の

きに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きます。

保険料が猶予・免除される制度を利用しましょう

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

申請手続きなど詳しくは、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。

※年金のこと、もっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページもご利用ください。
<http://www.nenkin.go.jp/>

届いていますか

新しい国民健康保険被保険者証

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民健康保険の被保険者証(カード)が、12月1日(木)から新しい被保険者証(一般:黄緑色、退職者:淡黄色)に変わります。医療機関にかかるときは、必ず窓口で新しい被保険者証を提示してください。

新しい被保険者証(カード)は、11月中旬以降に加入世帯に郵送しましたが、まだ届いていない方や通知書が届いた方は、保険年金グループで手続きが必要です。

古い被保険者証は、悪用防止のため、保険年金グループまたは「コメン」まで返還していただくか、細かく裁断するなどして、各自で処分してください。

老人クラブに加入しましょう

お住まいの地域の老人クラブに参加して、仲間と活動しませんか。



▲いきいきと活動しています

●老人クラブとは 地域の高齢者が自主的に集まり、その経験と知識を生かし、各種社会活動を総合的に実施するものです。現在、播磨町では、21の老人クラブで1,476の方が活動しています。

▶申込み 直接地域の老人クラブへ申し込みください
▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361



▲中央公民館の水墨画教室を紹介いたします(12月15日~31日放送)
BAN-BANテレビ行政広報番組 東播磨ふれあいネット デジタル111チャンネル
放送時間
月曜日 13:00~、21:00~
火曜日 9:00~、15:00~、23:00~
水曜日 11:00~、17:00~、1:00(深夜)~
木曜日 13:00~、19:00~
金曜日 15:00~、21:00~
土曜日 17:00~、23:00~
日曜日 19:00~、1:00(深夜)~
※12月26、28、30日 6:00~
※12月27、29、31日 6:30~

交通事故の状況

	件数	傷者	死者
加古川市	1562(-28)	1923(+27)	4(+1)
稲美町	168(-36)	197(-37)	1(-2)
播磨町	140(-3)	163(+4)	0(-6)

犯罪発生状況

9月の町内犯罪発生件数 39件 (前月比 -4件)

種別	件数
出店荒し	1
オートバイ盗	1
自転車盗	9
置き引き	1
車上ねらいなど	10
自動販売機ねらい	1
住居侵入	1
器物損壊など	8
その他	7

平成23年犯罪累計322件

「声かけ」で空き巣やふせごうひつたくり

おくやみ 【10・11月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
西田 勇	(二子)	83
平沼 正夫	(宮北)	85

福祉

みんなの家

身近な介護施設で「地域ふれあい介護相談」

介護の話をしながらアロマトリートメントでリフレッシュしましょう。手や足など自分でできる簡単な方法を練習します。施設の見学もできます。どなたでもお気軽にご参加ください。

▼日時 12月21日(水) 午前10時~11時
▼場所 小規模多機能型居宅介護 みんなの家(播磨町宮北1丁目6番6号)
▼申込み・問合せ 事前の申し込みは不要です。直接お越

心身障害者扶養共済掛金補助金の交付申請

兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入されている方に、平成23年度第2期(平成23年8~11月分)の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付します。申請期間内に必要書類を添付して申請してください。

▼申請期間 12月1日(木)~9日(金)
▼必要書類 掛金の領収証(平成23年8~11月分)、振込先金融機関の確認できるもの(郵便局以外)、印鑑(朱肉を使用するもの)、兵庫県心身障

重度心身障害者介護手当の振り込み

11月期支給の重度心身障害者介護手当は、11月25日(金)に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんのでご了承ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361
※在宅高齢者介護手当とは支給日が異なりますので、ご注意ください。

「譲りあい感謝マーク」にご理解とご配慮を

内部障がい者や難病患者の方など、配慮の必要なのが外見からわかりにくい人がいます。「譲りあい感謝マーク」は、内部障がい者などの方々が外出する際に身につけることで、バスや電車での座席の譲りあいをはじめ、周囲の人々が配慮を示しやすくするなど、みんなに優しい環境づくりを進めていくことを目的に作られました。このマークをつけている人を見掛けたら、優しさと思いやりのご協力をお願いします。



▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

ご存知ですか? 「障害者週間」

障害者基本法において、障害や障がい者に対する国民の関心と理解を深め、障がい者の自立と社会参加への意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。

障がいのある人が公共の場で困っていたら、積極的に声をかけましょう。

▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

障害者(児) 更生援護補助金の振り込み

11月期支給の障害者(児) 更生援護補助金は、11月25日

(金)に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんのでご了承ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361



新年交礼会

播磨町ならびに播磨町商工会では、新年の交礼会を開催します。地域の皆さんの自由な参加による交礼会です。

- ▼日時 1月4日(水) 正午～午後1時
- ▼場所 健康いきいきセンター
- ▼会費 2千円
- ▼申込み・問合せ 参加希望の方は、12月20日(火)までに、ご連絡ください。

播磨町商工会 ☎079(435)1630

加古川税務署

青色申告決算説明会

- ▼日時 12月8日(木) 午後2時～3時30分
- ▼場所 中央公民館 第2研修室
- ▼問合せ 加古川税務署 ☎079(421)20951

緊急速報「エリアメール」の配信内容に関するお知らせ

播磨町では、株式会社NTTドコモの緊急速報「エリアメール」を導入しています。播磨町からエリアメールを用いて配信する情報(◎が新たに配信可能となった情報)

- ◎避難に関する情報 避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報
- ◎津波に関する情報 津波注意報、津波警報、大津波警報
- ◎指定河川洪水警報(はん濫注意情報を除く)
- ◎停電に関する情報 大規模な停電、突発的な停電
- ◎救援活動の情報(ヘリコプターなどで出動する地域)
- ◎帰宅困難者向けの情報伝達
- ◎救援物資・配給に関する配備情報
- ◎災害により被災した電気・水道などの復旧及び復旧予定情報
- ◎その他緊急情報 弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊

攻撃情報、大規模アロ情報、土砂災害警戒情報、東海地震予知情報、噴火警報(レベル3未満の火口周辺警報を除く)

※エリアメールを利用した緊急地震速報は気象庁より配信されます。

エリアメールとは?

エリアメールはNTTドコモの携帯電話向けの災害情報伝達手段で、播磨町内の携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する、エリアメール受信機能を持つ携帯電話に情報を配信するシステムです。

対応携帯電話についての詳細、ご利用に当たつての注意事項は、NTTドコモの窓口またはNTTドコモホームページでご確認ください。

※「防災安心ネットはりま」についても引き続き運用いたします。

http://bosai.net/harima/

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

防災ポスター作品展を開催しています

毎年、石ヶ池公園パークセンターで開催している「防災ポスター作品展」を今回は中

年末年始のし尿汲み取り業務

年内のし尿臨時汲み取りの受け付けは12月27日(火)午前中までです。

それ以降に受け付けた場合は平成24年1月5日(木)以降の汲み取りとなりますので、ご注意ください。

便槽の容量が小さなお宅で、年末年始の来客などにより、いっばいになると予想される場合は事前にお申し込みください。

- ▼申込み・問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

猫の引き取り

▼日時 12月5日(月)

平成24年度から市町交通災害共済の申し込み方法が変わります

加入申込書(3枚複写方式)を配布していますので、必要事項を記入のうえお申し込みください。

増え続ける交通事故に備えて、家族ぐるみで加入しましょう。

▶**申込方法** 申し込みの日によって申し込み方法が異なります

- ①12月28日(水)までの申し込み方法 指定口座からの口座振替での加入掛金支払いをお願いします。
- ②平成24年1月4日(水)以降の申し込み方法 危機管理グループに加入掛金を添えてお申し込みください。危機管理グループ受付時間 祝日を除く月～金曜日8:30～17:15

- ▶**内容** 1人年額500円の掛金で、通院3日以上の場合に最大80万の見舞金が支払われます
- ※交通事故が給付対象となります。
- ▶**加入できる人** 町内に在住か勤務または在学している人
- ▶**共済掛金** 1人当たり500円(年額)
- ▶**共済期間** 平成24年4月1日～25年3月31日(4月1日以降は加入受付の翌日から)
- ▶**問合せ** 危機管理グループ ☎079(435)0991

午前9時～10時40分 ※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼**場所** すこやか環境グループ

▼**引取手数料** 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

▼**問合せ** すこやか環境グループ ☎079(435)2721

年末の交通事故防止運動

12月1日～12月10日は年末の交通事故防止運動期間です。

年末は、師走特有の慌たしさによるいらだちや忘年会など飲酒の機会が増加することから気が緩みがちとなります。また、交通流量が変化す

ることから、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

★**高齢者の皆さんへ**

- ・外出の際は、できるだけ夜光反射材や明るい服装を着用し、特に夕暮れ時から夜間の外出時には、運転手から目立つようにしましょう
- ・道路を横断するときは、信号機のある横断歩道を渡りましょう。車の直前・直後や見通しの悪いカーブ付近では絶対に横断しないようにしましょう

防災講演会「東日本大震災後の播磨の防災」



播磨町自主防災組織合同研修会として、防災に関する講演会を開催します。東日本大震災を受け、海岸線を有する自治体における住民として、津波に対する正しい理解を深めると共に、防災意識の向上、地域防災力の向上を図るため、次のとおり講演会を予定しています。

本講演会は、播磨町自主防災組織の研修会として開催いたしますが、一般の方もご参加いただけます。なお、会場の定員に達した場合はご入場いただけない可能性があります。あらかじめご了承ください。

- ▶**日時** 12月11日(日) 10:00～12:00(9:30受付開始)
- ▶**場所** 中央公民館 大ホール
- ▶**講師** 奥村 与志弘氏 (人と防災未来センター主任研究員)
- ▶**問合せ** 危機管理グループ ☎079(435)0991

最終日は正午まで)

- ▼**問合せ** 危機管理グループ ☎079(435)0991

播磨町消防団

消防団年末特別警戒

播磨町消防団では、年末防火運動に合わせ、12月26日(月)から31日(土)までの間、夜間に各分団詰所を拠点に年末特別警戒を実施し、夜間パトロールなどを通じて「火の用心」を呼びかけます。

- ▼**問合せ** 危機管理グループ ☎079(435)0991

★**運転者の皆さんへ**

- ・高齢者の行動特性などを理解して、思いやりのある運転に心掛けましょう
- ・夕暮れ時は視界が悪く、交通量の多い時間帯であることから、早めのライト点灯で交通事故防止を図りましょう
- ・飲酒運転による交通事故は、いまだ後を絶ちません。年末にかけては、飲酒の機会が増えますが「飲酒運転は絶対に許されない」という強い意志をもって悲惨な交通事故につながる飲酒運転を根絶しましょう

▼**問合せ** 危機管理グループ ☎079(435)0991



下水道への接続依頼について

下水道が整備されるとトイレを水洗化することができ、私たちが日常生活で使った汚水は下水道管に流れ、下水処理場に集められて浄化されるため、伝染病を予防し、清潔で快適な生活環境が確保できます。また、河川、海などの

公共用水域をきれいにする水質保全の役割を担っています。下水道法では接続可能となった地域のお宅について、くみ取り便所の場合は3年以上、浄化槽の場合はすみやかに下水道へ接続していただく義務が課せられていますので、接続されていない方は下水道の主旨をご理解いただき工事の実施をお願いします。また、接続工事に伴う融資あっせんなどの制度などにつきましては下水道グループまでご相談ください。

「ご注意!」点検商法

「役場の方から来た」とかたり、ご家庭を訪問して水道管や下水道管を点検・清掃する業者が増えてきます。「無償で点検します」と言って点検し、わずかな不良箇所を見つけて強引に修理を迫るといった手段で多額の料金を請求するトラブルが各地で発生しています。町では業者にそのような指示を出していませんのでご注意ください。

- ▼**問合せ** 下水道グループ ☎079(435)2373